

岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金交付要綱（令和4年3月17日流第354号農林水産部長通知）の一部改正新旧対照表

改正前	改正後																		
<p>(目的)</p> <p>第1 県産畜産物の輸出拡大及び生産・流通体制の強化を図るため、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）別表の事業内容の2に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が国交付等要綱に定める事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</p> <p>(補助金の交付の対象及び補助額)</p> <p>第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 692 1111 1054"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畜産物処理加工施設整備</td> <td>事業実施主体が国交付等要綱の別表の事業内容の2に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</td> <td>事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費の1/2に相当する額以内の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(立入検査等)</p>	区分	経費	補助額	畜産物処理加工施設整備	事業実施主体が国交付等要綱の別表の事業内容の2に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費の1/2に相当する額以内の額	<p>(目的)</p> <p>第1 県産畜産物の輸出拡大及び生産・加工・流通体制の強化を図るため、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）別表1に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が同表に規定する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費又は事業実施主体が同表に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</p> <p>(補助金の交付の対象及び補助額)</p> <p>第2 第1に規定する補助事業の区分、事業実施主体、経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1196 735 2152 1225"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業実施主体</th> <th>経費</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業</td> <td>国交付等要綱別表1の事業内容欄の3に規定する事業の事業実施主体のうち(3)から(8)までのいずれかに該当する者</td> <td>国交付等要綱別表1の事業内容欄の3に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</td> <td>経費の1/2に相当する額以内の額</td> </tr> <tr> <td>肉骨粉利用促進事業</td> <td>国交付等要綱別表1の事業内容欄の6に規定する事業の事業実施主体</td> <td>国交付等要綱別表1の事業内容欄の6に規定する事業を行う場合に要する経費</td> <td>経費の1/2に相当する額以内の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(立入検査等)</p> <p>第5 知事（輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業にあっては広域振興局長。以下「知事等」という。）は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	区分	事業実施主体	経費	補助額	輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業	国交付等要綱別表1の事業内容欄の3に規定する事業の事業実施主体のうち(3)から(8)までのいずれかに該当する者	国交付等要綱別表1の事業内容欄の3に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	経費の1/2に相当する額以内の額	肉骨粉利用促進事業	国交付等要綱別表1の事業内容欄の6に規定する事業の事業実施主体	国交付等要綱別表1の事業内容欄の6に規定する事業を行う場合に要する経費	経費の1/2に相当する額以内の額
区分	経費	補助額																	
畜産物処理加工施設整備	事業実施主体が国交付等要綱の別表の事業内容の2に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費の1/2に相当する額以内の額																	
区分	事業実施主体	経費	補助額																
輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業	国交付等要綱別表1の事業内容欄の3に規定する事業の事業実施主体のうち(3)から(8)までのいずれかに該当する者	国交付等要綱別表1の事業内容欄の3に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	経費の1/2に相当する額以内の額																
肉骨粉利用促進事業	国交付等要綱別表1の事業内容欄の6に規定する事業の事業実施主体	国交付等要綱別表1の事業内容欄の6に規定する事業を行う場合に要する経費	経費の1/2に相当する額以内の額																

改正前	改正後
<p>第5 補助事業者は補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。</p> <p>(事業の遂行の状況に係る報告)</p> <p>第6 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の12月31日における補助事業の遂行の状況を当該年度の1月15日までに岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業遂行状況報告書(様式第7号)により、<u>広域振興局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>広域振興局長</u>は、前項に定めるもののほか、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。</p> <p>(前金払)</p> <p>第7 <u>広域振興局長</u>は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することができる。</p> <p>2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金前金払請求書(様式第8号)を<u>局長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>2 補助事業者は、<u>補助事業</u>の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。</p> <p>(事業の遂行の状況に係る報告)</p> <p>第6 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の12月31日における補助事業の遂行の状況を当該年度の1月15日までに岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業遂行状況報告書(様式第7号)により、<u>知事等</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>知事等</u>は、前項に定めるもののほか、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。</p> <p>(前金払)</p> <p>第7 <u>知事等</u>は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することができる。</p> <p>2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金前金払請求書(様式第8号)を<u>知事等</u>に提出しなければならない。</p>

改正前					改正後				
別表（第9関係）					別表（第8関係）				
条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日	条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。	規則第4条の規定による書類	岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 事業計画書	第2号	1部			1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部			2 収支予算書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類					3 その他知事等が必要と認める書類			
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業変更（中止、廃止）承認申請書	第4号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内	規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業変更（中止、廃止）承認申請書	第4号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
	1 事業計画書	第2号	1部			1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部			2 収支予算書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類					3 その他知事等が必要と認める書類			
規則第13条第1項の規定による書類	岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金請求（精算）書	第5号	1部	事業完了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日	規則第13条第1項の規定による書類	岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金請求（精算）書	第5号	1部	事業完了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日
	1 岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実績報告書	第6号	1部			1 岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実績報告書	第6号	1部	
	2 事業実績書	第2号	1部			2 事業実績書	第2号	1部	
	3 収支精算書	第3号	1部			3 収支精算書	第3号	1部	
	4 その他知事等が必要と認める書類					4 その他知事等が必要と認める書類			

改正前

様式第1号（別表関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名

岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金交付申請書

年度において、岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり交付金の交付を申請します。

円

改正後

様式第1号（別表関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

（又は 岩手県知事）

市町村長 氏 名

〔所在地
名称
代表者 氏 名〕

岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金交付申請書

年度において、岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

円

改正前	改正後
<p>様式第4号（別表関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>広域振興局長 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名</p> <p>岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業変更（中止、廃止）承認申請書 年 月 日付け指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県食肉等 流通構造高度化・輸出拡大事業の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止） したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p> <p>注 添付書類は、県交付要綱様式第2号に準じて作成すること。 なお、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前 を括弧書きで上段に記載すること。 また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変 更があったものに限り添付すること。</p>	<p>様式第4号（別表関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>広域振興局長 様 <u>（又は 岩手県知事）</u></p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 〔所在地 名 称 代表者 氏 名〕</p> <p>岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業変更（中止、廃止）承認申請書 年 月 日付け_指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県食肉等 流通構造高度化・輸出拡大事業の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止） したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p> <p>注 添付書類は、県交付要綱様式第2号に準じて作成すること。 なお、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前 を括弧書きで上段に記載すること。 また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変 更があったものに限り添付すること。</p>

改正前	改正後
<p>様式第5号（別表関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>広域振興局長 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名</p> <p>岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金請求（精算）書 月 日付け指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。</p> <p>金 円</p> <p>交付金交付決定額 金 円</p> <p>うち前金払受領額 金 円</p> <p>注 精算の結果、交付を受ける交付金がない場合は、表題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。</p>	<p>様式第5号（別表関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>広域振興局長 様 <u>（又は 岩手県知事）</u></p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 〔 所在地 名 称 代表者 氏 名 〕</p> <p>岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金請求（精算）書 月 日付け 指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。</p> <p>金 円</p> <p>補助金交付決定額 金 円</p> <p>うち前金払受領額 金 円</p> <p>注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。</p>

改正前	改正後
<p>様式第6号（別表関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>広域振興局長 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名</p> <p>岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実績報告書 年 月 日付け指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業が完了したので、その実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>実績報告書 別紙のとおり。</p> <p>注 別紙の実績報告書は、県交付要綱様式第2号に準じて作成すること。 なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。 また、添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。</p>	<p>様式第6号（別表関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>広域振興局長 様 <u>（又は 岩手県知事）</u></p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 〔 <u>所在地</u> <u>名 称</u> <u>代表者</u> 氏 名 〕</p> <p>岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実績報告書 年 月 日付け_指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業が完了したので、その実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>実績報告書 別紙のとおり。</p> <p>注 別紙の実績報告書は、県交付要綱様式第2号に準じて作成すること。 なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。 また、添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。</p>

改正前

様式第7号（第6関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名

岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業遂行状況報告書

年 月 日付け指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業について、その遂行状況を報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	12月31日までに完了したものの		1月1日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

注 事業費の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

改正後

様式第7号（第6関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様
（又は 岩手県知事）

市町村長 氏 名

（所在地
名称
代表者 氏 名）

岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業遂行状況報告書

年 月 日付け_指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業について、その遂行状況を報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	12月31日までに完了したものの		1月1日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

注 事業費の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

改正前	改正後																
<p>様式第8号（第7関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>広域振興局長 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名</p> <p style="text-align: center;">岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金前金払請求書</p> <p>年月日付け指令 広 第 号で<u>交付金</u>の交付の決定の通知のあった岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 請求額 金 円</p> <p>2 内 訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">補助金交付 決 定 額</th> <th style="width: 25%;">既受領額</th> <th style="width: 25%;">今回請求額</th> <th style="width: 25%;">差引残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 理 由</p>	補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	差引残高					<p>様式第8号（第7関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>広域振興局長 様 <u>（又は 岩手県知事）</u></p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 〔所在地 名 称 代表者 氏 名〕</p> <p style="text-align: center;">岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金前金払請求書</p> <p>年月日付け_指令 第 号で<u>補助金</u>の交付の決定の通知のあった岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 請求額 金 円</p> <p>2 内 訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">補助金交付 決 定 額</th> <th style="width: 25%;">既受領額</th> <th style="width: 25%;">今回請求額</th> <th style="width: 25%;">差引残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 理 由</p>	補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	差引残高				
補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	差引残高														
補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	差引残高														
<p>備考 改正箇所は下線の部分である。</p> <p><u>附 則 この要綱は、令和7年3月10日から施行する。</u></p>																	